

○千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則（平成十四年千葉県規則第七十二号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
○千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則 平成十四年七月三十一日規則第七十二号 (許可施設設置者の帳簿記載事項等) 第三十四条 略		○千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則 平成十四年七月三十一日規則第七十二号 (許可施設設置者の帳簿記載事項等) 第三十四条 略	
2 略	2 略	2 略	2 略
3 条例第二十三条第二項の規則で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	3 条例第二十三条第二項の規則で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	3 (新設)	3 条例第二十三条第二項に規定する帳簿について、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シ
4 条例第二十三条第二項に規定する帳簿について、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。	4 条例第二十三条第二項に規定する帳簿について、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。	4 録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。	4 条例第二十三条第三項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一 作成された電磁的記録を許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法
5 条例第二十三条第三項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一 作成された電磁的記録を許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法	5 条例第二十三条第三項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一 作成された電磁的記録を許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法	5 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法	5 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

6

前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

5

前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。